

令和 8 年（又）第 4 3 号

注 意

本件の売却対象物件は、物件 1 の土地のみです。

現況調査報告書及び評価書等には、物件 2 に関する記載がありますが、同建物は売却対象物件ではありませんので、ご注意ください。

さいたま地方裁判所第 3 民事部不動産執行係

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 13 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 山 川 七 星

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 28 日から 令和 8 年 11 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 16 日 午前 9 時 10 分から 令和 8 年 11 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	3,500,000 2,800,000		700,000	41,419	15,976



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 所 在 | 上尾市緑丘一丁目 |
| | 地 番 | 504番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 198.34平方メートル |
| | 共 有 者 | A 持分2分の1 |



物 件 明 細 書

令和 8年 9月10日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 山 川 七 星

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者A及び売却対象外の共有持分を有するBが占有している。

同人ら所有の売却対象外建物（家屋番号504番4）が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1	所 在	上尾市緑丘一丁目
	地 番	504番4
	地 目	宅地
	地 積	198.34平方メートル
	共 有 者	A 持分2分の1



令和8年(ヌ)第43号
令和8年4月28日受理
令和8年8月24日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官 河内 剛

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 上尾市緑丘一丁目
地 番 504番4
地 目 宅地
地 積 198.34平方メートル
共有者 A 持分2分の1
- 2 所 在 上尾市緑丘一丁目 504番地4
家屋 番号 504番4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 42.54平方メートル
2階 41.67平方メートル
共有者 A 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	埼玉県上尾市緑丘一丁目8番27号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 宅地（物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 債務者（A） ☒ その他の者（B） 上記の者らが物件1の土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約59.10平方メートル	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 債務者（A） ☒ その他の者（B） 上記の者らが本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

その他の事項

■物件 1 関係

- 1 物件 1 土地の北東側にスチール製簡易物置（動産）1 個が存在する。
- 2 物件 1 土地の南側境界付近の庭木が 5 0 4 番 3 の土地へ越境している。また、東側敷地入口付近の植栽の一部が道路上に張り出している。

■物件 2 関係

- 1 建物は、全体的に経年による老朽化及び劣化が見られ、保守管理の状態は不良である。
建物内部には、多数の家財道具や生活用品等が堆積・散乱しており、1 階広縁及び納戸並びに 2 階和室 D には立ち入ることができなかった。また、その他の部分についても、床面や壁面等の相当部分を目視することができず、その損傷等の有無及び詳細な状況について十分に確認することができなかった。
上記の立入不能部分については、債務者 A の陳述及び上尾市役所から取得した間取り図により、その間取り等の概況を把握した。
- 2 建物 1 階には、未登記の増築部分が存在し、その一部は、前項記載の立入不能部分と重なっている。
当該増築部分の位置、形状及び床面積（約 1 6 . 5 6 平方メートル）の概略については、立入可能部分からの調査及び外観からの目測のほか、債務者 A の陳述、建物図面（各階平面図）、上尾市役所から取得した間取り図を総合して把握した。
- 3 債務者 A の陳述によれば、1 階トイレは故障しており、使用できないとのことであった。

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（3 枚目）

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	1 目的建物には、私が母と居住しています。母は現在高齢かつ要介護の状態であり、私が介護しています。 2 室内の整理や建物の管理が十分にできておらず、家財道具等が積み上がったり散乱したりしている状態です。家の中にいても、一日中、近隣からの悪口が聞こえてくるので、片付けられないのです。 3 近隣との関係は悪いです。日中も雨戸や黒いカーテンを閉めているのは、近隣からの悪い気が流れてこないようにするためです。 4 1階のトイレは、壊れているため使用しておらず、2階のトイレを使用しています。 5 建物1階部分の増築については、亡父が行ったものと思いますが、詳しいことは分かりません。1階南側の広縁、洋室の一部、納戸部分が増築部分だと思います。納戸へは洋室から出入りできます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。

なお、建物1階には、未登記の増築部分が存在する（建物見取図の斜線部分である広縁、洋室の一部及び納戸）。

- 2 敷地内は樹木及びつる性植物等が著しく繁茂し、建物の一部が植栽に覆われている。また、植栽の一部が道路上に張り出している。南側境界付近の庭木は、隣接する504番3の土地に越境している。

- 3 1階の洋室には、物件1及び2の共有者であるB（債務者Aの母）が在室し、寝具上に横臥していた。

- 4 建物内には多数の家財道具及び生活用品等が置かれており、床や壁面の損傷等の有無及びその詳細な状況について十分に確認することができなかった。

- 5 目的物件の占有関係については、現況及び債務者の陳述から2枚目のとおり認めた。

なお、本件は、共有持分の売却であることから、買受人は目的物件を当然に使用収益できるとは限らない。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月30日(木) 14:30-14:40	上尾市役所	上尾市役所にて間取図受領
令和8年6月17日(水) 11:25-11:45	物件所在地	物件特定、占有確認、外観写真撮影、連絡票を投函
令和8年6月23日(火) 13:50-14:20	上尾市役所	上尾市役所にて債務者Aの戸籍謄本等を受領
令和8年7月23日(木) 15:05-15:30	上尾警察署	警察上の援助申請
令和8年7月24日(金) 10:50-10:55	物件所在地	外観写真撮影、連絡票(解錠予告)を投函
令和8年7月31日(金) 15:10-16:30	物件所在地	債務者A立ち会いのもと、物件調査、占有確認、内部調査実施、内部写真撮影(評価人同行)
令和8年8月24日(月)	執務室	登記情報提供サービスで隣接土地の登記情報取得

(特記事項)

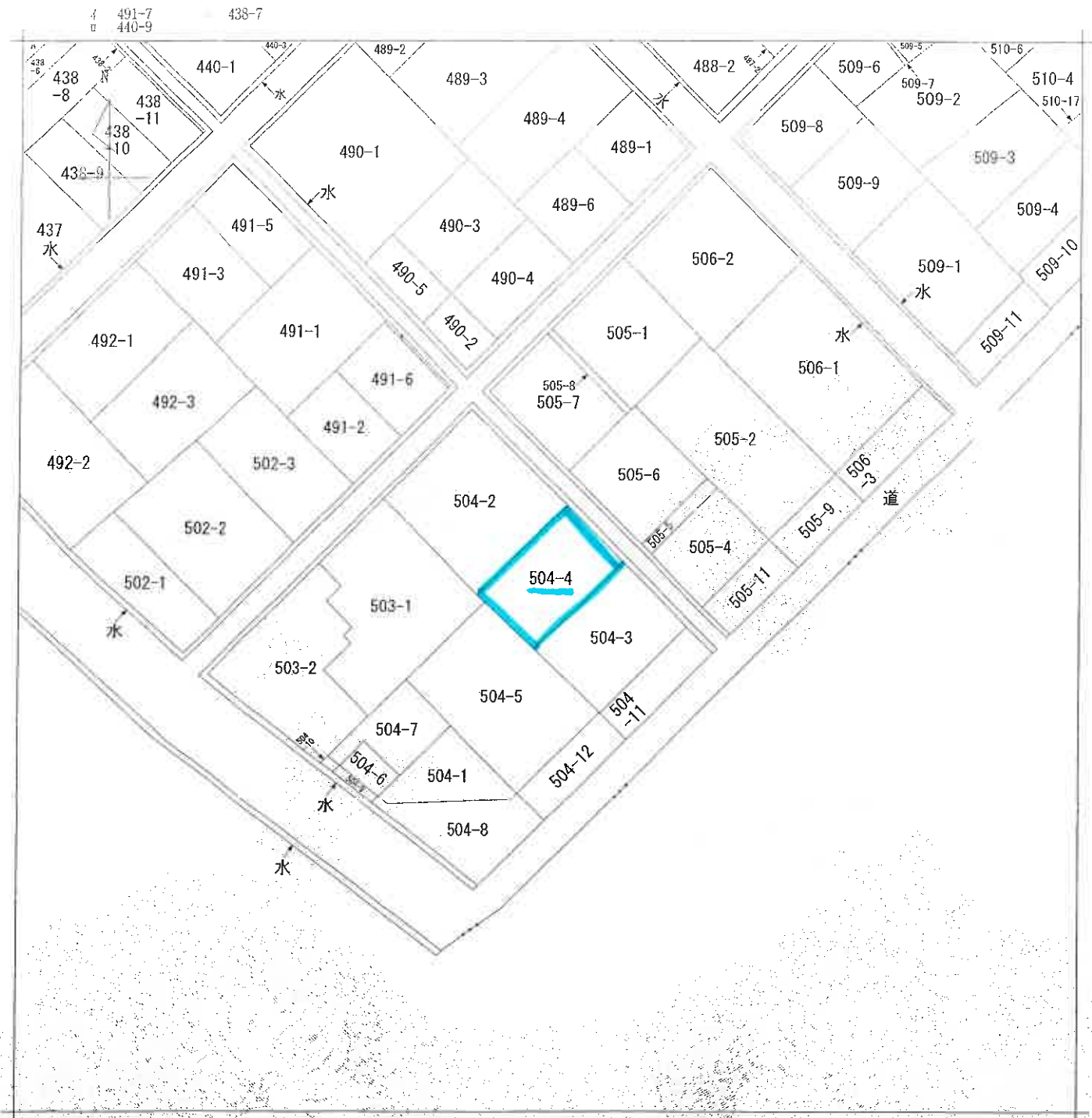
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☒ 令和8年7月31日
目的物件は呼びかけに応答がなく、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ技術者により建物玄関の解錠を試みたが困難であったため、1階和室Aの掃き出し窓を解錠させた。そうしたところ、債務者Aは、在宅していたが抵抗し、同窓からの立入りを強く拒んだため、臨場した警察官の援助を受け、説得し、債務者Aが解錠した玄関から目的建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所 在			上尾市緑丘一丁目		地 番		504番4	
出力縮尺	1/600		精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(本図は原本を70%に縮小)

(さいたま地方税務局上尾出張所管轄)

令和8年3月13日

東京法務局中野出張所

地図整理番号：M25894

登記官

(1/1)

(7枚目)

登記年月日：昭和51年2月20日

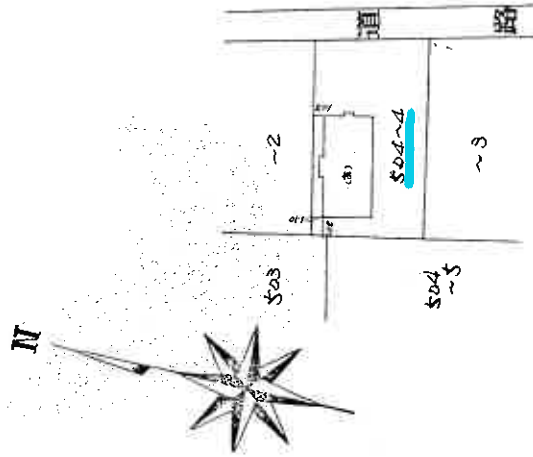
2334481

851.2.20

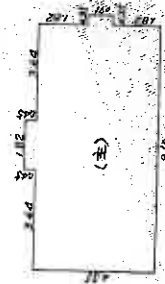
建物階平面図

建各

家屋番号	504番4
建物の所在	上尾市緑丘1丁目504番地4



2階 4.55 x 9.10 = 41.4050
0.39 x 0.97 = 0.2280
41.6780 m²



専有1階

4.55 x 3.64 = 16.5620
0.00 x 1.02 = 0.0000
0.39 x 3.54 = 1.3806
0.97 x 0.35 = 0.3395
19.2821 m²

(本図は原本を70%に縮小)

縮尺 1/200

(埼玉土地屋家調査士会用紙)

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方方法務局上尾出張所管轄)

令和8年3月13日

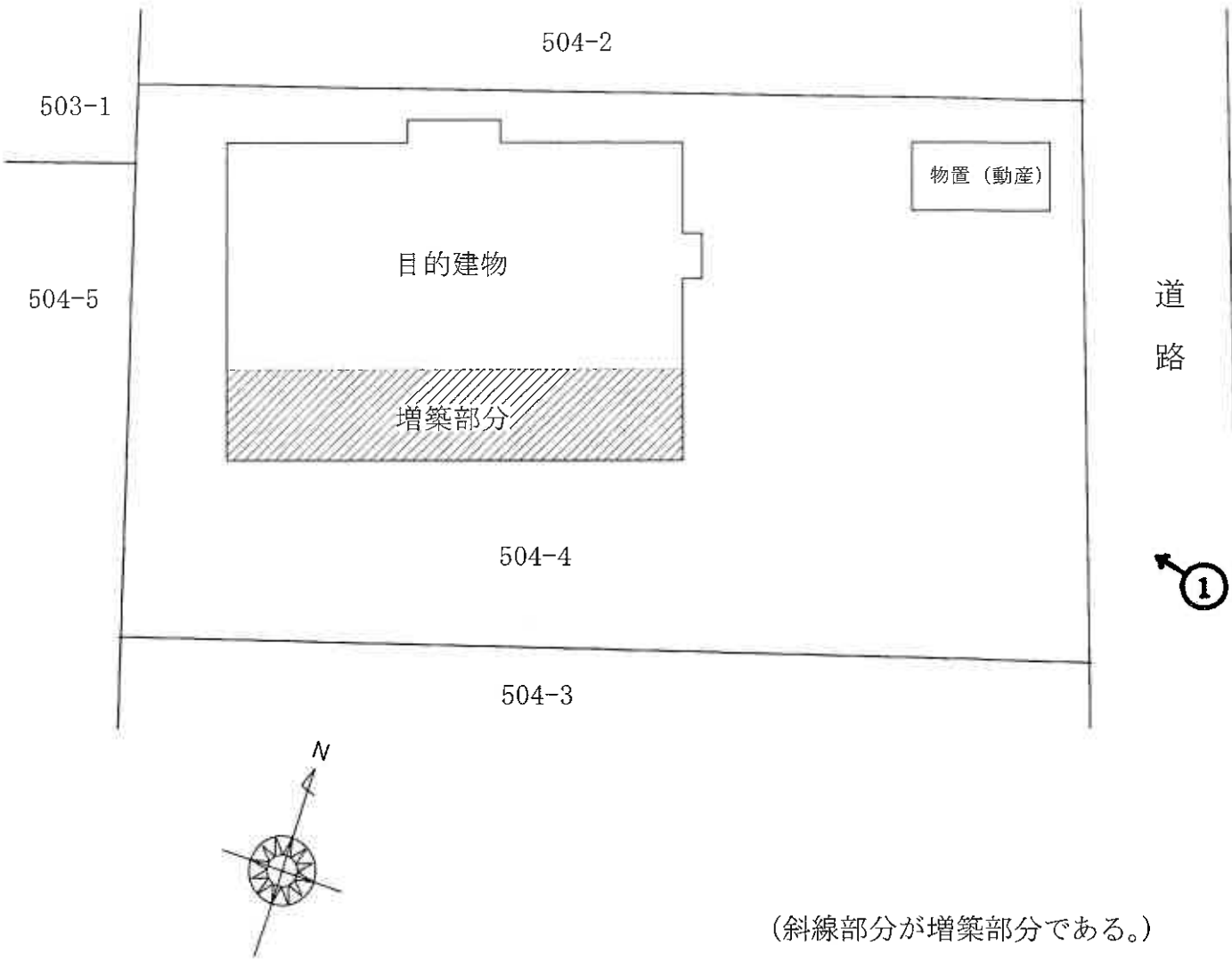
東京法務局中野出張所

登記番

(8 枚目)

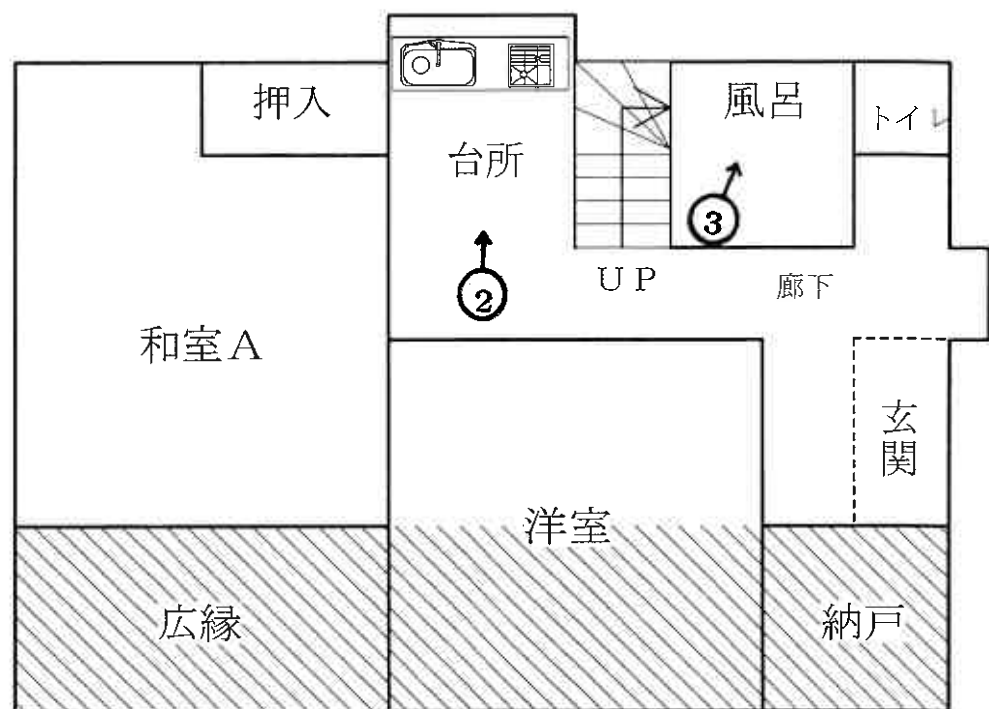
土地建物位置関係図

(写真撮影位置 ○→)

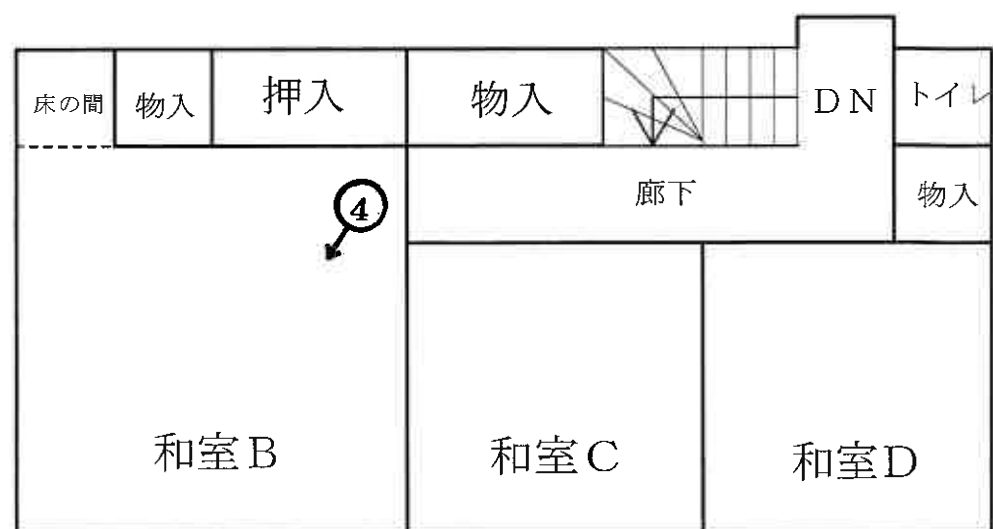


建物見取図 (写真撮影位置 ○→)

1 階



2 階



(斜線部分が増築部分である。)



①



②



③



④

令和8年9月7日

補 充 書

さいたま地方裁判所第3民事部 御中

評価人 石井依子

令和8年(ヌ)第43号事件につき既提出の評価書に関し、目的物件を土地と建物に分割して、個別売却する場合の評価額を次のとおりご報告申し上げます。

記

1. 評価額

【土地】 物件1 3,500,000円

【建物】 物件2 470,000円

2. 評価額算出の過程

物件1は建物の現存する土地のみの共有持分、物件2は建物のみの共有持分であり、不完全な所有権の売却となるため、市場性が制約されることを考慮し、当該市場性制約に係る修正(市場性修正)率を50%と査定のうえ、下記のとおり各評価額を算出した。(その他の評価額算出の過程は従前どおり)

		共有持分割合	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正
物件1	(22,220,000円 - 2,220,000円)	× 1/2		× 0.5	× 0.7
物件2	(450,000円 + 2,220,000円)	× 1/2	× 1.0	× 0.5	× 0.7
					評価額
					≒ 3,500,000円
					≒ 470,000円

以 上

令和8年 (ヌ) 第 43号
令和8年 7月 31日 現地調査
令和8年 8月 24日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
石 井 依 子

物 件 目 録

- 1 所 在 上尾市緑丘一丁目
地 番 5 0 4 番 4
地 目 宅地
地 積 1 9 8 . 3 4 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
- 2 所 在 上尾市緑丘一丁目 5 0 4 番地 4
家屋 番号 5 0 4 番 4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 4 2 . 5 4 平方メートル
2 階 4 1 . 6 7 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1



第1 評価額

一 括 価 格	
金 5, 5 5 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 4, 9 0 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 6 5 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 番 家 屋 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	1 階：約59.10㎡ (未登記の増築部分を含む)
物件 番号	特 記 事 項		
1・2	本件は、土地・建物ともに、共有持分についての売却である。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 高崎線「上尾」駅の北西方約800m(直線距離)に位置する。		
付 近 の 状 況	旧中山道背後に、一般住宅、アパート、事業所等が混在して見られる住宅地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)		都市計画道路小敷谷 吉田通線道路端から 25mの範囲	同左25m超の範囲
	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種住居地域 60% 200% なし 特になし	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 特になし
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	198.34㎡ ほぼ長方形 ほぼ平坦 特になし	
接面道路の状況	北東側現況約2.9m～3.2m舗装市道（認定幅員は約3.2m、建築基準法上の道路）にほぼ等高接面		
土地の利用状況等	(物件2)建物の敷地		
供給処理施設	上 水 道 ： あり ガス配管 ： なし 下 水 道 ： あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。		
特 記 事 項	・ 接面道路は建築基準法第42条2項に該当するため、建物再建築の際には、現道の道路中心線から2mのセットバックが必要となる。官民境界確定は未了で、同一路線上の現況幅員が認定幅員の3.2mに満たない2.9m程度の箇所もあり、道路境界が不明瞭である。測量を要する。 ・ 画地内には、草や樹木が繁茂しており、また、段ボールやペットボトル、タイヤ等の荷物が雑多に放置されていた。 ・ スチール製の簡易物置（動産）が画地の北東角に所在した。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）：昭和50年10月20日新築 経過年数：約51年 経済的残存耐用年数：—
仕 様	構造：木造 屋根：瓦葺 外壁：亜鉛メッキ鋼板、その他 内壁：石膏ボード、京壁、繊維壁、その他 天井：化粧合板、石膏ボード、その他 床：フローリング、畳、その他 設備：電気、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	1階 約 59.10 m ² （未登記の増築約16.56m ² を含む） 2階 41.67 m ² 延 約 100.77 m ²
現況用途等	居宅
品 等	使用資材：普通 施工：普通
保守管理の状態	劣る（全体的に老朽化している）
建物の利用状況	建物所有者ら（Aと、Aの母B）が居宅として使用している。
特記事項	・ 建物内には多数の家財道具やその他雑多な生活用品が置かれており、床や壁の状態を確認することが困難な箇所も多くあった。雨戸やカーテンを締め切って生活している模様で、目視以上に劣化が進んでいる可能性がある。台所や風呂の設備も古く、経済的残存耐用年数は認められない。1階トイレは壊れており使用できない模様。 ・ 建物所有者の陳述によると、1階和室に言葉にしてはいけない恐ろしいものがあるとのこと。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	131,000	0.95	198.34	0.90	22,220,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 上尾-7

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $138,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.9/100 \times 100/100.0 \times 100/106 \div 131,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等は概ね標準的である。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は、対象地域に比し、街路条件（幅員）、交通接近条件（駅距離）等が優る。

イ 個別格差：セットバック及び測量を要すること等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	100.77	0.03	450,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	22,220,000	0.10	場所的利益	2,220,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	共有持分 割合 ウ	占有減価 修正 エ	市場性 修正 オ	競売市場 修正 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	22,220,000	-2,220,000	1 / 2		0.7	0.7	4,900,000
2	450,000	+2,220,000	1 / 2	1.0	0.7	0.7	650,000
一括価格 (合計)							5,550,000

エ 占有減価修正：なし

オ 市場性修正：共有持分のみの売却であることを考慮した。

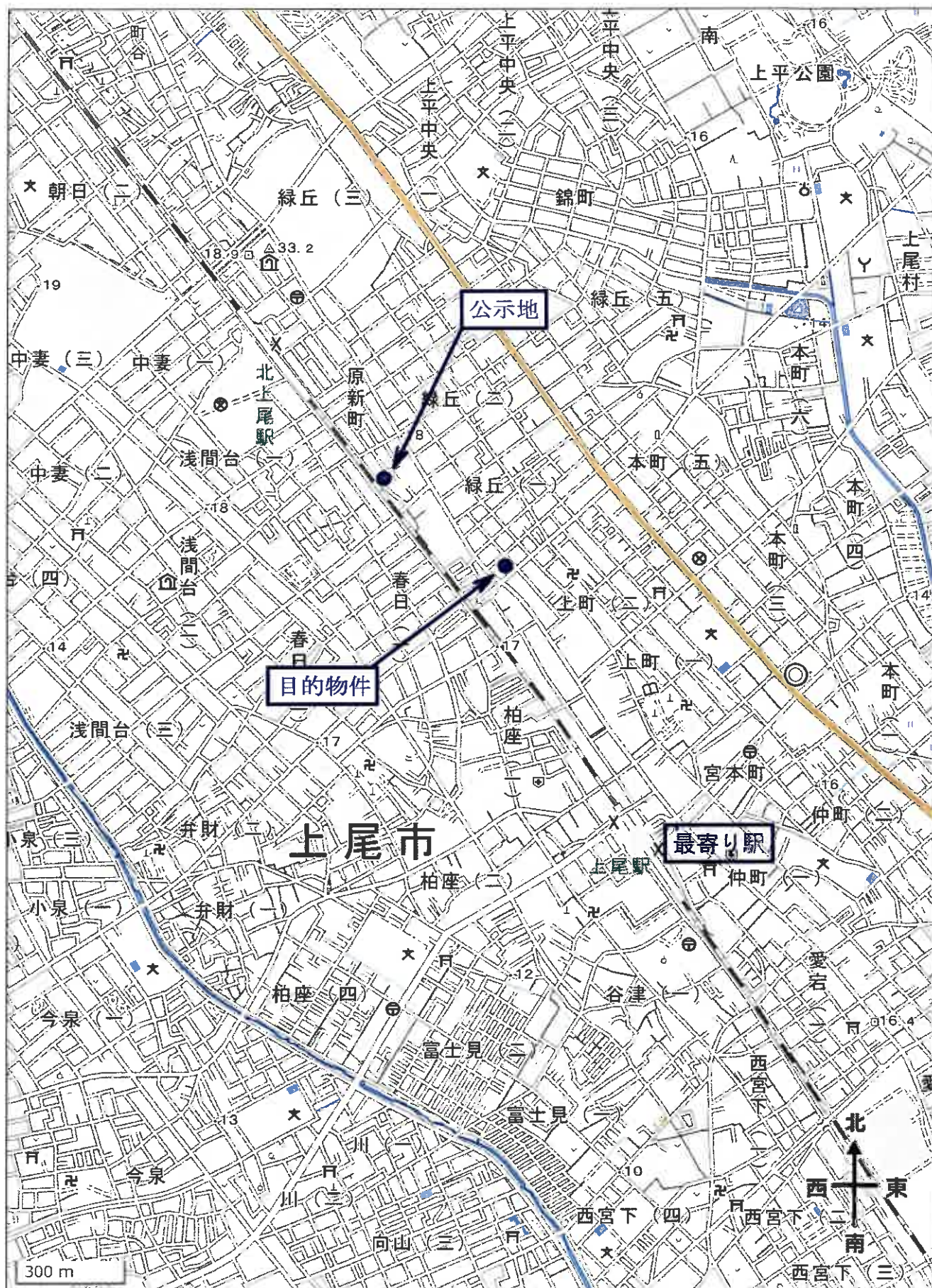
カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

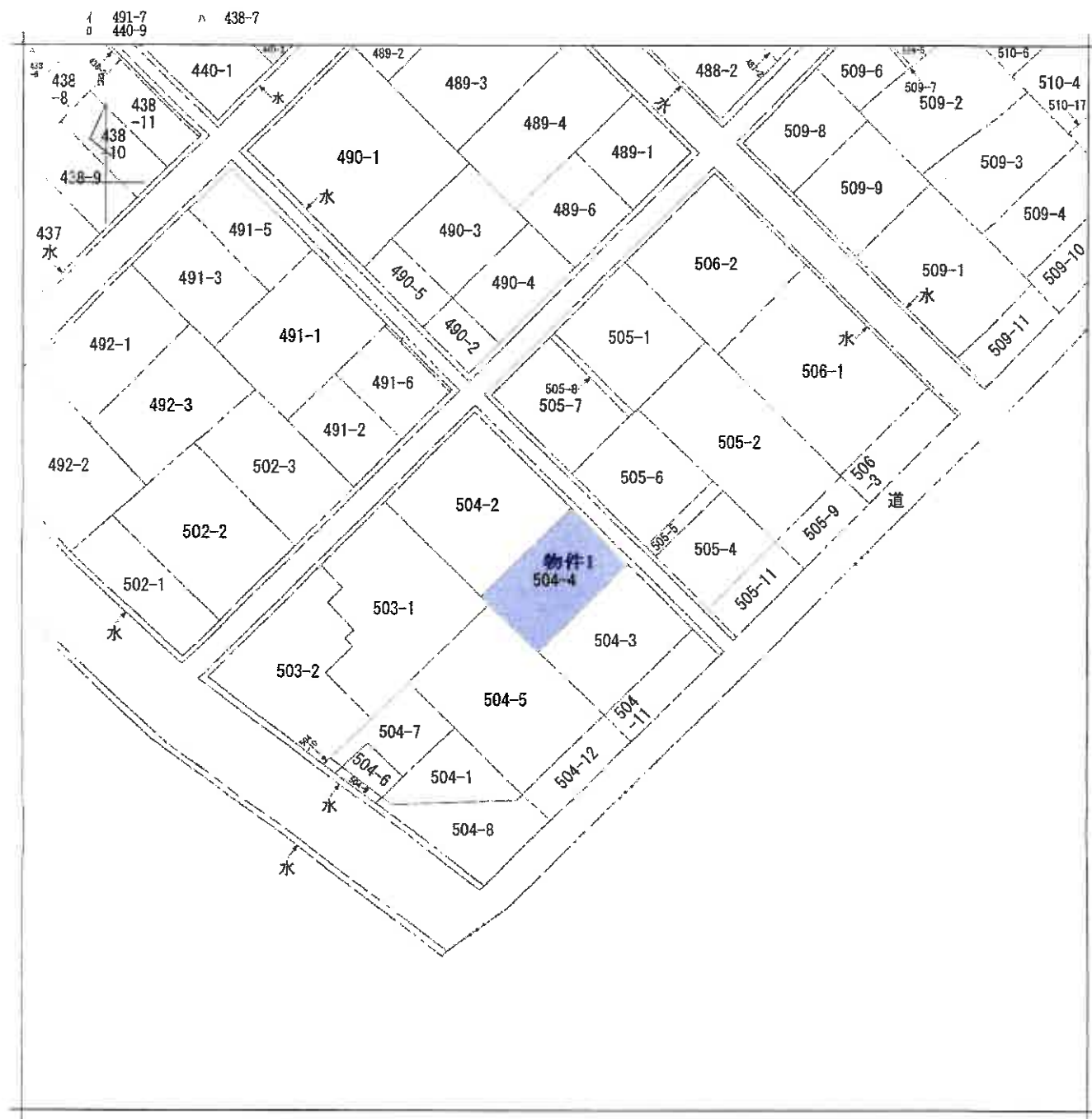
第6 参考価格資料

地価公示価格（上尾-7）
所在：上尾市緑丘1丁目778番8
価格：138,000円/㎡
位置：J R 高崎線「北上尾」駅約700m（道路距離）
価格時点：令和8年1月1日
地積：181㎡
供給処理施設：ガス・水道・下水
接面道路：北西4.0m市道
用途指定等：第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：一般住宅、アパート等が混在する既成住宅地域

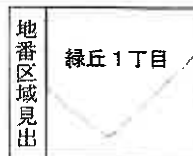
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	上尾市緑丘一丁目			地番	504番4		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局上尾出張所管轄)

令和8年3月13日

東京法務局中野出張所

地図整理番号: M25894

登記官

(1/1)

A3版をA4版に縮小

公図写

登記年月日：昭和51年2月20日

2334481

857.2.20

建築物階平面図

家屋番号

504番4

建物の所在

上尾市緑丘1丁目504番地4

昭和51年 / 月 3 / 日	作製年月日
作製者	

2階 4.55 x 9.10 = 41.4050
0.30 x 0.91 = 0.2730
41.6780 m²

1階 3.64 x 3.64 = 13.2496
1.02 x 3.64 = 3.7128
4.95 x 0.91 = 4.5045
21.4669 m²

縮尺 1/200

縮尺 1/500

(埼玉土地屋家調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局上尾出張所管轄)

令和8年3月13日

東京法務局中野出張所

登記官

地図整理番号：M25895

A3版をA4版に縮小